

令和3年度 予算 制度・政策に関する 要望書

令和2年11月2日
宇都宮市議会 市民連合
会長 今井 恭男

令和 3 年度 予算 制度・政策に関する要望書

令和 2 年度は新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、感染症を抑制するための緊急事態宣言や渡航制限により世界経済にリーマンショックを超える深刻な影響を与えたうえ、観光・文化・芸術・スポーツ・教育等あらゆる分野の活動に影響を与えている。また、激甚化・頻発化する風水害は各地で甚大な被害をもたらし、被害の復旧や防災・減災対策に緊急対応を余儀なくされている。

国では、新内閣の発足により様々な規制改革やデジタル化の推進、2050 年までのCO²排出実質ゼロの目標達成など、新たな方向性が示されており、地方自治体においても大胆な発想の転換によるイノベーションが求められている。

このような状況の中、本市においても、新型コロナウイルス感染防止対策や、経済対策に係る緊急的な財政支出や、防災・減災を含む大型建設事業の増加に伴い各種基金は大幅に減少し、次年度の市税収入は大幅な減収が見込まれるなど厳しい財政運営が見込まれ、社会情勢に柔軟に対応できる強固な財政基盤が必要となることから、限られた財源を効果的・効率的に活用し、施策の市民合意とバランスを重視しながら持続可能で活力ある都市の実現と、感染症や低迷する経済への対策を両立し、市民が疲弊することなく、安心して暮らせる社会づくりに全力で取り組む必要がある。

これらの観点を踏まえ、私たち宇都宮市議会「市民連合」は、令和 3 年度予算編成にあたり「施策に対する要望」として重点項目 7 項目、全 8 分野 85 項目に取りまとめましたので、施策に反映されますよう要望いたします。

【特別要望】 新型コロナウイルス感染症対策事業の充実・強化

1. 感染症予防対策の充実

1) サーベイランス体制の強化

感染者の拡大を防止するためサーベイランス体制の強化を図るとともに、必要となる保健師等の人材確保・育成に取り組むこと。

2) 衛生機材等の調達支援

公共施設・学校・幼児・高齢者・文化・スポーツ施設等、感染症予防対策が必要となる消毒・衛生機材等の購入や資材の確保に継続した支援を行うこと。また、多人数が利用する施設等においては、体調不良者のチェックが円滑にできるようサーマルカメラ等の機材の設置や、飛沫防止設備の導入等に支援を行うこと。

3) インフルエンザ予防接種費助成の継続

新型コロナウイルスとインフルエンザの混在による医療の混乱を避けるため、次年度においても全世代へのインフルエンザ予防接種費助成を継続すること。

4) 新型コロナウイルスワクチン接種の準備

来年度、国が国民全員を対象として接種を予定している新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、ワクチン開発や国の動向を注視するとともに、市医師会等と連携し、決定後速やかに接種が出来るよう準備を進めること。

5) 新しい生活様式の定着支援

新しい生活様式の定着が必要であることから、生活・経済活動・教育・福祉等のあらゆる分野で新様式が定着できるよう、啓発の強化に取り組むとともに、各種団体の活動を支援すること。

2. 医療体制の維持・確保

1) 宇都宮市医療事業団事業の経営安定化対策の継続

受診控え等の影響により、夜間休日救急診療所や検診事業の利用者減少が来年度も継続することが想定されることから、宇都宮市医療保険事業団の行う事業の継続に必要な予算を確保すること。

2) 民間医療機関に対する経営支援

民間医療機関の厳しい経営状況が当面続くことが想定されるため、診療報酬等の状況を注視し、国・県で行う支援事業と連携した民間医療機関の経営を継続して支援すること。

3. 継続した経済対策の実施

1) 中小零細企業の事業継続支援

インバウンドの壊滅的な打撃や国民の行動変容が、市内経済に大きな影響を及ぼし、回復も緩やかになることが想定されるため、中小零細企業に対する資金繰り支援や相談体制を充実させるとともに、飲食・旅客業等落ち込みが大きい業界に対しては需要喚起対策の実施や経営持続化支援等を行い、事業継続を支援すること。

2) 地方回帰の推進

新型コロナウイルスの影響により、地方での就職や就学、移住を検討する人が増加しており、本市の東京圏域への転出超過においても歯止めがかかっている状況にあることから、地方回帰の流れを着実に本市に波及させるよう、開設した東京事務所をフル活用し、U J I ターン等、移住・定住促進施策の強化や地元就学・地元就職の推進、サテライトオフィスやシェアオフィス需要の取り込み等、本市の立地環境を生かした人口流入対策を強化・推進すること。

4. 教育・人権の確保

1) 教育・経験の機会確保

児童生徒の校外活動や部活動、中体連・スポーツ少年団の活動及び大会運営に対する支援、文化系活動で行う発表機会の確保に向け、各団体と連携し、活動機会を確保すること。

2) デジタル教材・ICTの活用強化

感染者の状況により、今後も一時的な休校・学級閉鎖等の対応が発生することを想定し、教材を含めたオンライン教育の体制整備や、デジタル教材・ICTの教育活用を強力に推進すること。

3) 人権保護の徹底

感染者の人権を保護するため、シトラスリボン運動の推進や学校教育における指導、自治会回覧による周知等、徹底した人権保護対策を行い、感染症による差別や偏見を生まない市民意識の醸成に取り組むこと。

5. 防災時における感染症対策の強化

- 1) 感染症対策を反映し本年改訂された「避難所開設・運営ガイドライン」や「わが家の防災マニュアル」を効果的に活用し、全地区において自主防災組織等で行う避難所開設訓練の実施や、防災訓練にて地域における対策検証が出来るよう、指導・支援の仕組みを充実させるとともに、避難所の過度な密集を回避できるよう、浸水想定区域周辺の民間事業者や宿泊施設との災害協定締結を拡大すること。

I. 子育て・教育の未来都市の実現に向けて

(子育て・教育・学習 分野)

1. 市民の結婚・出産の希望をかなえる支援の充実

国で不妊治療に対する保険適用が検討されるなど、不妊治療に対する支援の仕組みに変化が見られるため、国の支援制度の見直しに併せ、不妊治療に取り組みやすい宇都宮市となるよう独自の費用や精神面の支援を強化するとともに、不妊治療を広く受け入れる社会意識の醸成を図ること。また、結婚に踏み切れない要因に結婚資金や結婚のための居住など経済的理由が大きな割合を占めることから、支援基準が緩和された「結婚新生活支援事業」等の国庫補助事業の積極的な活用を図り結婚に係る経済的支援を行うこと。

2. 子ども子育て支援の充実

1) 産前・産後ケアの充実・強化

産前・産後ケア事業やこんにちは赤ちゃん事業等を通じ、困難を抱える養育者の早期発見・早期ケアの仕組みを充実させるとともに、コロナ禍においても妊産婦が安心して相談できるよう出産・子育てに関するオンライン相談窓口の設置や、相談・対応にあたる保健師等専門人材の確保・育成に取り組むこと。

2) 多様な子育てニーズへの対応

多様な保育・子育てニーズに対応するため、「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に定める年間を通した待機児童ゼロの継続や、駅周辺等の局所的な保育ニーズ、休日保育や一時預かりなどの特別保育ニーズへの対応強化等、計画的なサービス供給量の確保や事業者に対する支援を実施すること。また、保育の質を確保するため、といず事件の裁判により裁判所から指摘を受けた内容を真摯に受け止め指導・監督体制・運用手法の是正を図ること。

3) 子育て家庭への経済的支援の拡充

子育て家庭の経済的負担を軽減させるため、子ども医療費助成制度の18歳（高校3年生）までの拡充や、経済困窮世帯に対する支援の拡充に取り組むこと。

3. 支援を必要とする子どもへの対応強化

1) 支援拠点・相談支援体制の整備

養育・虐待等の相談対応の充実・強化に引き続き取り組むとともに、子ども食堂や児童保護などに取り組むNPO等民間団体の活動支援を充実させること。また、今年度実施した「親と子どもの居場所づくり事業」の効果を検証し、地域の実情に応じて居場所が確保出来るよう支援拠点の拡大と周知に取り組むこと。

2) 社会的養育の推進

本年策定された栃木県社会的養育推進計画に基づき、子どもができる限り家庭に近い環境で養育を受けられるようにする「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが重要となることから、家庭での養育が困難な児童の家庭的養育の推進や、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業など、要支援児童の地域での生活の継続を支援する場の確保に県と連携し取り組むこと。

4. 子どもの家【重点項目】

来年度の運営主体移行を円滑に進めるため、現運営委員会や利用保護者、地域関係者に丁寧な説明を行い、新運営体制移行後も地域や保護者の意向を反映できるよう運営委員会や保護者会を継続して設置すること。

また、障がい児・医療的ケア児等の受け入れが増加していることから、発達障がい児、医療的ケア児、デイケア利用児の受け入れに対する行政支援や、専門性のある指導員の配置に努めること。

5. 学校教育の充実

1) G I G Aスクール構想の推進

G I G Aスクール構想に基づく児童生徒一人一台のタブレット型パソコンの配布及び、デジタル教材の授業への活用拡大に計画的に取り組むとともに、感染症の拡大等の不測の事態に対応できるよう、リモート学習機能等の充実・活用を推進すること。また、情報リテラシー教育やI C Tモラル教育の強化を図るとともに、G I G Aスクールサポーター等のI C T技術者の学校配置を促進すること。

2) 学校設備の整備

学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設の維持・改善に必要な予算を継続的に確保するとともに、施設の改修にあたっては児童数の変容や不足する機能等、地域やスポーツ少年団等の施設利用者の意見を聴取し、必要な機能改善を行うこと。また、現在進めている小中学校体育館や特別教室への空調設置や、トイレの洋式化、多目的トイレの設置を計画的に推進するとともに、学校施設のバリアフリー化、給食施設のドライシステム化・空調の整備等に計画的に取り組み、令和時代の学校施設スタンダードに向けて早期対応を図ること。

3) 教職員の負担軽減

教職員の働き方を継続的に改善するため、学校事務のI C T活用推進や、脱ハンコを含めた書類の簡素化、学習指導員・スクールサポートスタッフ・部活動指導員等の活用を推進し、学校事務の合理化・教職員の負担軽減に継続して取り組むこと。

4) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

いじめや不登校児童の認知件数が全国的に増加している現状を踏まえ、問題の早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラーの全小中学校への配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置を推進するとともに、都道府県・政令指定都市に整備が予定されているメールやSNS等を活用した相談体制の周知を行い、生徒指導上の諸課題への対応や不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を充実させること。

5) 生涯スポーツの環境整備

国で進めるSport in Life推進プロジェクトを実現するためには成人の週1回以上のスポーツ実施率の底上げが必要であることから、身近な場所にて運動機会が確保できる環境の整備や、近年運動することが危険な猛暑となる夏期においても市民が運動機会を確保出来るよう、市営屋内運動施設への空調の設置等を行い、スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現に向けた環境を整備すること。

また、近年の風水害により度重なる施設の被災と復旧予算が計上されている河川敷運動施設においてはあり方を見直し、安全な場所への移転や施設の減災対策を検討し、市民の運動機会を確保すること。

Ⅱ.「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて

(健康・福祉・医療 分野)

1. 健康づくりと地域医療の充実・強化

1) 医療体制の確保

診療控え等により受け入れ患者・受診者の減少が当面の間続く事が想定されることから、夜間休日救急診療所並びに2次救急医療指定医療機関の安定した運営に必要な予算の確保及び感染防護資材・衛生資材等の供給、人材確保等に継続した対策を講じること。

また、老朽化する夜間休日救急診療所・検診センターの施設・機能の将来的な在り方においては、三師会や市医療保険事業団との意見交換を継続的に行い、地域共生社会の中核となる機能を備えた拠点整備を推進すること。

2) ウォーカブルなまちづくりと連携した健康増進策の推進

LRT沿線を中心に構想するウォーカブルなまちづくりと連携した、フレイル予防や健康増進に資する取り組みを強化し施策を充実させること。

また、ウォーカブルなまちづくりの効果を客観的に評価し、施策に反映していくことが重要であることから、地域別データ分析等のデータを有効に活用し、まちづくり効果の検証・改善が定期的に行える仕組みを構築すること。

3) 社会的処方への推進

地域の実情や市民の生活実態に即した医療・介護・地域との連携強化が不可欠であることから、リンクワーカーやコミュニティナース等の育成を図り、社会的処方を推進すること。

2. 共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築【重点項目】

1) 地域包括支援センターの運営強化

地域包括支援センターに寄せられる相談件数の増加や、対象者を取り巻く環境・課題が複雑かつ多様化しており、地域包括支援センターの事業負担軽減や効率化に取り組む必要があることから、生活支援事業等で代替が可能なサービスの機能分散や、包括支援業務のICT化促進等に取り組み、地域共生社会の中核施設としての機能を強化すること。

2) 地域別データ分析の活用

地域別データ分析により得られた地域毎の特性や健康課題を基に、科学的な根拠に基づく施策・事業の展開を分野横断的に行い、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化に取り組むこと。

3) 生活支援の推進

39 地区連合自治会圏域における第2層協議体の早期設置及び、第1層・第2層の協議体間の連携と、地域課題解決の実効性を強化すること。

また、生活支援サービスの実施においては、運営に係る家賃や光熱水費等の必要経費の確保に課題が見られることから、事業実体に即した補助額となるよう見直しを図り地域や事業者が取り組みやすい制度となるよう改善を図ること。

4) 成年後見制度に係る体制整備

国の定める「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」の規定により、令和3年度までに中核機関の設置や地方自治体における基本計画の策定、条例の制定、審議会を設置等の体制整備が求められていることから、本市においても法の趣旨を踏まえた制度・体制の強化に取り組み成年後見制度の利用促進を図ること。

5) ヤングケアラー及びケアラーへの支援強化

要介護者の増加に伴い、ケアラーの精神的・経済的な負担による生活相談の増加が見られるとともに、18歳以下で介護者となるヤングケアラーの増加が社会問題となっていることから、ヤングケアラー及びケアラーの相談支援体制の充実を図るとともに、学校や地域におけるヤングケアラーの把握や、個々のケースに合わせたきめ細かな支援が行える体制を強化すること。

3. 障がいのある人の生活を充実する

1) 障がい者の自立支援（就労先の確保）

コロナ禍の影響により、障がい福祉サービス事業所の経営状況や、障がい者の就労環境に大きな影響を受けていることから、サービス事業者の経営状態や、障がい者就労の状況把握を着実にを行うとともに、事業継続に必要な支援策を講ずること。

また、福祉的就労の業務開拓や農福連携の推進などは収穫期や繁忙期に合わせたマッチングを行い、通年で安定的な就労機会と賃金が確保出来るよう取り組むこと。

2) 切れ目のない障がい者支援体制の構築

障がい者の成長に伴い、複数の部局や支援制度との関連が必要となることから、障がい者がライフステージや状況に応じて継続して支援を受けられるよう、体制強化に取り組むとともに、増加傾向にある医療的ケアが必要となる児童に対する支援体制を充実させること。

また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを推進し、切れ目のない障がい者支援体制を構築すること。

4. 生活困窮者の自立支援

1) 社会的孤立（ニート・ひきこもり等）に対する支援

８０５０、７０４０等、ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題は、高齢・障がい・貧困・ひきこもり等、家庭で抱える問題が多岐に渡り、個々のケースに応じた支援のコーディネートが必要となることから、ワンストップ相談窓口の設置等、相談・支援体制の整備を行い、包括的な支援体制を構築するとともに、支援に関わる民間団体等と連携し、本人や家族の状況に応じた自立に必要な支援の充実を図ること。

2) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立に向けて必要となる就労訓練事業所の確保等、中間的就労の機会確保を推進させるとともに、コロナ禍の影響により雇用環境の悪化による生活困窮者の増加も想定されることから、ハローワーク等との連携を強化し、失業者等に対する早期社会復帰を支援すること。

Ⅲ.「安全安心の未来都市」の実現に向けて

(安心・協働・共生 分野)

1. 危機への備え・対応力の強化【重点項目】

1) 総合的な治水対策の推進

近年の気候変動等の状況を踏まえ、雨水幹線の重点的な整備や田んぼダムの拡大、河川整備の着実な推進に向けた予算を確保すること。

また、頻繁に被害が発生する市街地や住宅密集地域においては、公園等の市有地を活用した地下貯留施設の設置を行い洪水被害の軽減を図ること。

2) 被災地支援の体制強化

被災地域に迅速に支援が届くよう災害ボランティアの初動体制や運営を改善するとともに、大規模災害の発生時にはボランティアセンターや行政支援の活動を連動させるための「被災地支援本部」の設置を行い、住民ニーズの把握や必要な支援が円滑に行えるよう体制の強化を図ること。

3) 要援護者支援の強化

災害時要援護者支援制度の実効性が高まるよう、年度毎の要援護者確認や名簿の更新を行うとともに、要援護者の避難に係る訓練の実施等、有事の際に効果が発揮されるよう制度の実効性を高めること。

4) 防災マニュアル・洪水ハザードマップの活用

今年度改定された「我が家の防災マニュアル」や最新の「洪水ハザードマップ」等を効果的に活用し、市民の危機対応力向上や地域防災力の強化に取り組むこと。

5) 避難所の防災対応力強化

避難所として指定されている学校体育館の上水道への直結や、多目的トイレ・洋式トイレの設置、バリアフリー化を計画的に行うこと。

6) 消防力の強化と消防団員の確保

地域防災力の要となる消防団員の充足率不足や高齢化が課題となっていることから、自治会等の地域組織と連携した新入団員の確保や、機能別消防団員制度の導入を図り地域防災力の継続的な確保に対する支援を充実させること。

また、改善を要する設備や不足する器具、管轄区域の見直し等、各分団が抱える諸課題について広く意見を聴取し、団員が活動しやすい環境を整備すること。

2. 日常生活の安心感を高める

1) 空き家対策の強化

増加傾向にある空き家・空き地問題に対し継続した対策を図り、小規模不動産特定共同事業の活用促進などの空き家再生の民間活用を加速させるとともに、相続未了等による空き家の発生を抑制するための指導・啓発を強化すること。

2) 下水処理の適正化の推進

課題となっている農業集落排水処理や地域下水処理施設、工業団地排水処理施設等の下水道への接続・統合に関する整備計画を早急に策定するとともに、料金体系等のあり方についても他都市の先行事例を参考とし積極的な検討を図ること。

3) 交通安全の推進

高齢ドライバーによる事故が増加しているため、高齢者講習の強化や安全サポートカーの普及促進、踏み間違い防止装置の普及促進に警察と連携して取り組むこと。

また、信号機のない横断歩道における車両の一時停止率が全国的に低いため、関係機関と連携し、歩行者がいる横断歩道の一時停止を徹底し「止まらない栃木県」の脱却を強力に推進すること。

4) 児童・生徒に対する交通安全指導の見直し

これまで実施されてきたスケアードストレート方式による交通安全教育が事故の発生により実施できない期間があったことから、より安全で新しい生活様式に即したVR映像等による危険の体現や、配布されるタブレット型パソコンを活用した危険予知の訓練等、効果的な交通安全指導手法への見直しを図ること。

3. 市民が主役のまちづくりの推進

1) 市民が主体のまちづくりの推進

地域課題が多様化・複雑化する社会情勢においては市民と協働で様々な物事を決めていくプロセスが重要となることから、地域別データ分析を活用した地域まちづくりの推進や、市民参加型ワークショップの導入など市民が積極的にまちづくりに参入できる仕組みを推進すること。

また、各種行政施策の策定、制度構築、事業の実施、運営等においては、公民連携（P P P）の手法を積極的に活用すること。

2) 自治会活動の維持・活性化

まちづくり活動応援事業や高齢者等地域活動支援ポイント事業の普及・活用を推進するとともに自治会加入活動への支援や自治会活動拠点整備への支援を充実させること。

3) 女性の活躍推進

行政の積極的な女性登用や一般事業主等への女性活躍推進など、継続して女性が活躍できる環境整備・推進に取り組むこと。

また、防災や地域まちづくり、各施策事業の推進にあたっては女性意見の反映や男女共同参画の視点が重要であることから、審議会や各種委員の任命においては積極的に女性の登用を図り、男女共同参画社会を推進すること。

4. 人権侵害の撲滅

DV・性暴力、児童・障がい者・高齢者等への虐待行為等の相談・支援対応を継続して強化するとともに、教育課程における人権教育や社会的な啓発を強化し、人権を尊重する市民の育成に努めること。

また、多様性を尊重する社会を推進するため、多文化共生社会の実現や、差別を生まない社会を醸成するとともに、LGBTQへの配慮やパートナーシップ証明制度の導入等、性的マイノリティが社会的な不利益や差別・偏見を受けないよう制度の構築と社会意識の醸成に取り組むこと。

5. マイナンバーカードの普及・利活用促進

マイナポイント事業終了後の普及促進策の構築や、マイナンバーカードで活用できるサービスの拡充を図り、マイナンバーカードの発行及び利活用の促進を行うとともに、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の拡充やハンコレス社会の実現に向けた庁内環境の整備に取り組むこと。

IV.「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けて

(魅力・交流・文化 分野)

1. 都市ブランドの確立と更なる魅力の創出【重点項目】

令和2年度の民間調査会社における都市魅力度ランキングにおいて、栃木県が最下位となり、都市の魅力が伝えきれていない実態が浮き彫りになったことから、都市の魅力を発信する広報戦略の抜本的な改善を図るとともに、本市においても観光、住みよさ等、あらゆる都市資源を活用した都市ブランド戦略の磨き上げを行い、都市魅力の向上を行うこと。

2. 大谷地区の観光・交流拠点化

大谷地区の観光資源化の推進や、グリーンスローモビリティ等を活用したシームレス交通の実用化等、観光資源整備と回遊性の向上を図り、観光資源としての磨き上げに取り組むこと。

また、飲食店等の立地促進に効果が現れていることから、引き続き魅力的な店舗の立地促進に取り組むとともに、周辺観光施設と連携した周遊観光ルートの推進に継続して取り組むこと。

3. 市民遺産制度の活用促進

今年度開始された市民遺産制度に登録された文化資源の保存・活用を積極的に推進するとともに、観光資源として活用できる市民遺産は積極的に観光への活用を図るなど、市民遺産の効果的な活用について検討すること。

4. 移住・定住の推進

コロナ禍における働き方や通勤・通学の変容により、東京圏域への転出超過が減少する流れがあることから、地方移住や在宅勤務等の居住ニーズに適切な対応を図り、転入増加策の強化に取り組むとともに、東京事務所の機能を効果的に活用した市内への移住・定住・企業誘致等の強化を図ること。

5. 国際都市の推進

アフターコロナ・ウィズコロナの社会を見据え、外国人居住者や来訪者に対する医療・介護・就労・教育・子育て・災害等の情報発信を強化するとともに、学校教育における外国人児童・生徒の学習の対応や生活支援を充実させること。

6. 広報広聴の充実

市ホームページやSNSによる情報発信力を強化し、市内外への魅力度向上に努めるとともに、AI自動応答サービスの適用拡大等による市民の利便性向上に取り組むこと。

V.「産業・環境の未来都市」の実現に向けて

(産業・環境 分野)

1. 地域産業の創造性・発展性を高める

1) 次世代を担う産業の育成

Society 5.0の推進に資する次世代モビリティ産業の育成支援や、新技術の社会実証フィールドの提供、5G等の次世代通信環境の整備促進等、スマートシティの構築を担う産業の育成を積極的に推進すること。

また、あらゆる分野においてセンシング技術の活用を図り、ビックデータを社会課題の解消に活用できる基盤を整備するとともに、それらを活かした新産業の創出に積極的な支援を行うこと。

2) サービス産業への包括的な支援

コロナ禍で影響を受けるサービス産業への経営安定化支援や、Go To Eat、Go Toトラベルの終了後における市内への需要喚起対策を実施し、市内サービス産業の持続的な経営を支援すること。

また、新しい生活様式へのサービス対応や、経営改善に資するICT化やキャッシュレス決済の拡大においても積極的に支援を行い足腰の強いサービス産業の育成を支援すること。

3) 中小企業対策の強化

中小企業が直面する事業承継への支援や資金繰り支援、人材確保支援等に積極的に取り組むこと。

また、コロナ禍において多くの中小企業が疲弊していることから、中小企業事業資金貸付金や信用保証料助成金等の金融支援対策に十分な予算を確保すること。

4) 観光産業の振興

ウィズコロナ・アフターコロナのインバウンドを見据えた観光資源の磨き上げと情報発信の強化、ウィズコロナに対応しうる交流拠点の衛生対策の強化等に取り組み、渡航制限解除後に国内外の旅行者が本市を訪れたくなる仕掛けづくりに取り組むこと。

5) 中心市街地活性化

撤退したパルコ跡地の早期活用支援をはじめ、都市の魅力や街なかの賑わい創出に向けて積極的な民間誘導策を実施すること。

また、賑わいの創出やひと中心のまちづくり、市民の健康増進を推進するうえで「ウォーカブルなまちづくり」を強力に推進する必要があることから、魅力的な都市空間の創出や特色ある商店街の形成を推進し、活力と賑わいあふれる中心市街地の形成に取り組むこと。

2. 農林業の生産力・販売力・地域力を高める

1) スマート農業の推進

国や本市で取り組むA I 等の実証実験を踏まえ、本市の農業特性に合わせたスマート農業のあり方を早急に整理するとともに、リモート操作による耕作や、オンラインで行う生産管理システム等を農家が体験できる機会を創出し、令和の時代にふさわしいデジタル技術を活用した農業王国うつのみやを確立すること。

2) 持続可能な農業経営基盤の確立

高齢化や後継者不足により農業経営の持続化に課題があることから、農業者連携による耕作手法の確立や、農業機械の共同利用体制の構築、農業の法人化の推進等を図り、合理的かつ持続可能な地域農業生産体制を構築すること。

3) 農産品のブランド化と多様な販売ルートの確保

アジアを中心に海外市場で評価が高い特産梨の「にっこり」や、高級ブドウ「シャインマスカット」等、収益性の高い果樹の栽培に取り組む農家が増加していることから、収益性の高い品目への転換に係る生産設備の導入や、収穫までの経営安定に継続した支援、輸出も含めた流通経路の拡大支援を実施するとともに、ブランド価値の確立や付加価値を高めるために出荷品質の確保に関係者と共同で取り組むこと。また、出荷規格を満たさない果実を有効に活用するため、ストレート果汁を空気に触れない状態で搾る密閉製法や、スムージーやコールドプレスジュース等の新たな飲み方、カットフルーツや冷凍フルーツ、ドライフルーツ、ジャム等の様々な消費形態等、果実加工品に対する消費者ニーズの多様化に対応した2次活用を推進すること。

3. 環境への負担を低減する【重点項目】

1) S D G s 未来都市計画の推進

持続可能な開発目標の達成に向けてS D G s 未来都市計画に定める施策事業を着実に推進するとともに、1次計画期間の最終年度として、施策事業の効果を検証し次期計画へ反映すること。また、市民のS D G s に対する認知度がまだまだ低い状況にあることから、S D G s に対する啓発や市民意識の醸成に積極的に取り組むこと。

2) 都市の低炭素化の推進

政府の掲げる、温室効果ガスの排出量を2050年に実質ゼロにする目標を達成するため、本市で定める環境基本計画においても温室効果ガスの排出量2050年実質ゼロの目標を明記し、達成に向けた実行計画を策定すること。

また、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブとなる「R E 1 0 0」や、電気自動車の使用や環境整備促進を目指す国際イニシアティブとなる「E V 1 0 0」等の取り組みを推進するとともに、国で支援する「ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ」等の積極的な活用を図り環境と成長の好循環をもたらす脱炭素社会への移行を加速させること。

3) 環境モニタリングの強化

本市で定期的実施している生活環境調査（大気・水・土壌・騒音・振動など）の観測においては最新のセンシング技術等を活用した観測の自動化やオープンデータとしての活用を図り、環境課題への対策を官民協働で対応出来る仕組みを構築すること。

4) 循環経済への移行推進

廃棄物の削減や循環利用、適正処理を推進し、資源循環ビジネスの活性化を図るため、紙・金属・プラスチック等資源循環の更なる推進や排出削減、食品の廃棄ロス削減等を強力に推進し、企業や消費者など多様なプレーヤーを巻き込みながら、循環経済への移行を加速させること。

5) 環境保全

森林の持つ多面性機能の維持・向上を図るため「森林環境譲与税」や「とちぎの元気な森づくり県民税」等の活用を図り、民有林や市有林の適正な管理・保全に取り組むこと。

また、農用地の持つ多面的機能を維持していくことが重要であることから、今年度、県の特認基準の変更により対象地域が拡大された「中山間地域等直接支払制度」の活用を図るなど農用地の多面的機能の維持に必要な支援を実施すること。

4. 雇用・労働環境の改善

働き方改革を一丸となって推進するため「栃木働き方改革推進センター」と連携し、市内企業に対する働き方改革の継続的な推進を行うとともに、訴訟・最高裁判決により司法判断が出されている同一労働同一賃金の格差是正やガイドラインの遵守に対する啓発・指導を強化すること。

5. 中央卸売市場

コロナによる外食需要減により引き続き厳しい経営環境が想定されることから、改正市場法の利点を活用しながら集荷力・販売力の強化を図るとともに、整備基本計画に基づく老朽化更新と市場機能の維持・向上を計画的進めること。

VI. 「交通未来都市」の実現に向けて

(都市空間・交通 分野)

1. 暮らしやすく魅力ある都市空間の形成

1) J R宇都宮駅東口地区整備事業

整備を進めているコンベンション施設の開業前年にあたるため、地区整備全体を着実に推進するとともに、感染症対策に対応したM I C E誘致体制の構築や、魅力的なP Rの実施等、産官学民で連携した「新しいコンベンション様式」の確立を図り、事業効果の最大化に取り組むこと。

2) J R宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の策定

B街区・E街区で準備組合が設立されるなど、地権者等の機運に高まりが見られることから、街区整理や駅前広場、交通結節基盤整備、L R T導入ルート等の各種関連施策事業等の整合を図り、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体施工の整備手法選定や、調査により整備優位性が確認された駐輪場・駐車場の独立採算型B O T方式等P F Iの活用等の全体計画を取りまとめ、魅力的かつ機能的な広域交流拠点の形成に向け整備基本計画の早期策定及び都市計画への反映に取り組むこと。

3) L R T沿線の活用

主要なトランジットセンターゾーンの整備や、P a r k－P F Iの手法を用いた多機能型公園整備においては、地域意向を踏まえた振興施策の実施や土地利用に努め、ヒトとモノの交流拠点として本市の経済・観光の振興につながるまちづくりを推進すること。

4) ウォーカブルなまちづくりの推進

歩行者中心の道路空間の創出等によるウォーカブルな歩行空間づくりや、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止等、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につなげられるよう、部局間の更なる連携を図り、ウォーカブル推進都市を目指すこと。

2. 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの構築【重点項目】

1) 総合的な交通ネットワークの構築

L R Tの開業年度にあたることから、J R宇都宮駅東側地域のバス路線再編や、地域内交通との接続等、これまで地域毎に示してきたイメージの具現化に向けた計画を掲示するとともに市民への説明を強化すること。

また、運転免許証返納者や障がい者等の交通弱者に対する公共交通利用の優遇制度や上限運賃制の導入等、公共交通の利用促進策や運賃の制度設計等においても早急に公表し、市民理解のもと総合的な公共交通ネットワークの構築に取り組むこと。

2) 地域連携型 I C カードの普及促進

2021年春の地域連携型 I C カードの導入に向け、普及促進に向けた広報活動や、大口顧客となるバス路線やL R T沿線企業への I C カード利用促進・P R活動に積極的に取り組むこと。

また、交通 I C カードの発行に併せ、I C カードを活用した地域独自サービスの内容を確定させ円滑な導入に取り組むこと。

3) L R T 整備事業

L R Tの開業年度にあたることから、事業用地取得が進められている地権者や利害関係者を含めた市民理解の促進に全力で取り組むとともに、L R Tの導入前後で市民の行動や人口動態、まちづくりにどのような効果が派生しているかを客観的に評価できるよう、学術的な評価・検証の仕組みを構築し、まちづくりとしての課題改善に繋げること。

また、J R宇都宮駅西側の延伸ルートや、J R宇都宮駅横断ルートの決定においては市民の同意を得ながら慎重に対応を図ること。

4) 道路インフラの整備

L R T導入後の交通円滑化の前提となる宇都宮テクノ街道（2号橋）の4車線化や、宇都宮高根沢バイパスの早急な整備を国・県など関係機関と連携のもと推進するとともに、既存道路においては劣化による道路破損等により道路管理瑕疵による事故が発生しないよう予防保全に必要な予算を確保すること。

5) 自転車のまちの推進

自転車法令の遵守や交通マナーの向上を図るため広報・啓発を充実させるとともに、ヘルメットの着用や保険加入を推進すること。

また、レンタサイクル・シェアサイクルの導入や、サイクリングターミナルの活用を促進し、市民の自転車利用環境を充実させること。

6) 自転車走行空間の整備

自転車走行空間の整備やサイクリングロードの整備を計画的に行うとともに、自転車事故の多発箇所の安全対策を向上させること。

VII. 行政経営 分野

1. 財政健全性の維持【重点項目】

コロナ対策による大規模な財政支出や次年度の歳入減、大型建設事業、老朽公共施設の更新等により基金残高が大幅に減少していることから、各種基金の涵養と計画的な積み増しに努めるとともに、市債の発行を極力抑え将来的な健全財政を維持すること。また、合理的な行政経営基盤を構築することが重要であることから、全ての行政分野におけるＩＣＴ、ＡＩ、ＲＰＡの活用やＰＰＰ等の公民連携、民間資本の積極的な活用を推進し、効率的かつ効果的な行政経営基盤を確立すること。

2. 行政改革

脱ハンコやオンライン申請等の導入拡大が急務であることから、慣例として行っている証明方法や行政事務を全庁的に見直し、業務の効率化・合理化を推進するとともに、ＩＣＴ等の先進技術を積極的に導入し、職員負担の軽減と行政の効率化を両立させること。